

平成26年第1回紀の川市議会定例会 第2日

平成26年2月25日（火曜日）

開議 午前 9時28分

散会 午後 1時46分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

○欠席議員（1名）

11番 亀岡雅文

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行	選挙管理委員会書記長	金岡哲弘

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
------	------	-----------	------

議事調査課課長補佐 岩 本 充 晃 議事調査課係長 田 中 啓 吾

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、本日の会議に選挙管理委員会書記長 金岡哲弘君の出席を求めていますので、報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高田英亮君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、7番 石脇順治君の一般質問を許可します。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 改めまして、おはようございます。

議長の許可を得られましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回私の質問は、人口増加対策、逆に言えば人口減少対策ということでございます。

紀の川市の喫緊の課題は人口減少問題で、いかに減少に歯どめをし、増加に転換できるかということだと考えてございます。私は、人口は市の力、市の勢いだと考えてございます。平成20年3月に、第1次紀の川市長期総合計画を制定され、それに基づき、平成25年、昨年ですが、3月に後期基本計画を作成されております。その中におきまして、平成29年の将来人口7万人と設定されてございます。しかしながら、合併以後、人口は減少傾向にあり、少子高齢化も加速しているところでございます。

そんな中、紀の川市としましては、平成23年度より幾つかの人口増加対策を実施されてございますが、私は特に、若者定住促進奨励事業は紀の川市独自のすばらしい施策だと評価してございます。その内容に少し触れさせていただきますが、住宅取得に関し、40歳未満の方に、市内の方ならば40万円、また市外からの転入による方は10万円の転入加算をいたしまして、50万円を住宅奨励金として交付する事業でございます。特に、対象者が40歳未満ということで、現役世代の人口流出抑制、人口増加促進を目的としている制度でございます。また、40歳ということで、既婚、未婚にかかわらず、子どもさんがふえる可能性も持っていると思っております。それは、すなわち少子高齢化対策にもつながるものと考えてございます。この事業ほど成果がすぐあらわれ、他への影響といいますか、効果といいますか、大きいものはないと考えてございます。

しかしながら、若者定住促進奨励金交付事業が、当初の計画のとおり本年3月をもって終了いたします。当然、平成26年度一般会計当初予算には計上されてございません。ゆ

えに、私は紀の川市独自のこの施策でありますこの事業を延長すべきと考えてございます。

そこで、この事業の実施に至った経緯と年度途中でございますが、3カ年の実績とそれによる成果なり分析についてお尋ねし、第1回目の質問といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） おはようございます。

石協議員の人口増加対策についての御質問に対して、お答えをさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所によりますと、国勢調査による日本の人口は減少の傾向にあり、平成60年には1億人を割るものと推定されております。紀の川市の人口も同様に減少の傾向であります。人口の減少は、地域内の消費支出の減少、地場産業や地域経済にも影響を及ぼし、財政状況の悪化など地域の存立基盤にかかわる深刻な問題であることから、効果的な施策を総合的に展開していくことを目的として、平成22年4月に人口増加対策検討委員会を設置、紀の川市人口増加プランを作成いたしました。この計画には、人口対策について多くの事業がまとめられております。議員御質問の事業につきましても、この中の一つであります。

働き盛りの若い方が市内に家を持って定住しますと、市民税、固定資産税などの税収の増加が将来にわたって期待できることから、平成23年度より3年間の期間を定めて、若者定住促進奨励金事業を実施いたしております。平成26年1月末までに累計で474件、総額2億900万円の支出を行いました。内訳は、住宅の新築が405件、中古住宅の購入が69件で、申請者の平均年齢が33.3歳、市外からの転入が202件、市内での取得が272件となっております。平成26年3月で事業実施期間の3年間が経過することに伴い、この若者定住促進奨励金事業の効果について検証するため、奨励金を受けられた方々にアンケート調査を実施いたしております。平成26年1月末までの集計で357名の回答があり、回答率は77.9%でした。

このアンケートの中で、「紀の川市に定住を目的に住宅を購入した理由は何ですか」という質問を設けました。全部で10個の選択肢を設けましたが、一番多い回答は、「両親が近くにいるから」というもので21.7%、2位が、「生まれたところで愛着がある」14.7%、3位、「生活環境がよい」13.4%、以下、「用地が安い」11.3%、「通学・通勤の便がよい」10.0%、「子育て環境がよい」9.7%のように続いております。「選択肢の中にこの奨励金があったから」という回答を設けましたが、4.6%で、8番目という結果にとどまっております。

人口の増減の要因には、死亡・出生による自然動態と転入・転出による社会動態がございりますが、住宅の購入者に奨励金を交付するこの事業においては、特に転入の数に関係が深いものと考えられております。住民基本台帳の数字から年度別の転入者を拾ってみますと、事業実施前の3年間、平成20年度から平成22年度までの月当たりの転入者の平均値が132.25人、事業実施後の平成23年度から平成26年1月までの平均値が12

5. 47人という結果となっております。

以上の結果、転出者の抑制など一定の効果はあったものと考えられますが、3年の期間を設け実施した若者定住促進奨励金事業の継続は、見送らせていただくことといたしました。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 1回目の質問に対しまして、詳細な御答弁、ありがとうございます。

この目的、裏返せば成果ということになりますが、市民税、固定資産税などの税収の増加が将来にわたって期待できるという内容も理解してございます。今、御答弁にありました数字ですけども、ことしの1月で市内の方が272件、市外の方が202件、合わせて474件ということで御回答だったと思います。

次に、そのアンケートの件ですが、紀の川市に定住を目的に住宅を購入した理由は何ですかという質問に対して、重複しますが、両親の方が近くにいらっしゃる、生まれたところで愛着がある、それから生活環境がよい、その他、用地が安い、通勤・通学の便がよい、子育て環境によいということなどの回答のほか、この奨励金があったからはということに関しては、4.6%ですか、回答ということでお聞きしました。

私は、このアンケートの結果といたしましては、奨励金を受けたのだから、当然のことながらこの方々は紀の川市に対して好印象を持っておられると考えます。今後の紀の川市に対する、行政に対することとございますが、この交付者の方々は理解者、あるいは協力者となっただけであるとうと期待感持ってございます。それも、この事業の一つの成果ではないでしょうか。

次に、先ほども申し上げましたが、長期総合計画において、平成29年、人口が7万人を目指す明記されてございますが、平成26年度以降、人口増加対策としてどんな施策、あるいは事業を実施または計画されているのか、お尋ねします。

この通告書の後、平成26年の一般会計の当初予算の主要事業の概要資料をいただいておりますが、特に平成26年度で実施するものがあれば、御答弁願いたいと思います。

また、先ほどの企画部長の御答弁の中にありました市外からの転入件数202件、これに私は注目したいと思います。現在の紀の川市の1世帯当たりの平均家族は、私の試算でございますが、約2.6人と考えてございます。その場合、市外からのこの施策による202件、約200件と考えた場合に、市外から520の方が確実にふえたということとでございます。

私が、この若者定住促進奨励交付事業を延長すべきと考える一つの大きな要因は、この数字でございます。我が紀の川市の一般会計予算歳入のうち、約3割を占める普通交付税の算定に人口が測定数値として使われます。この人口の数字は、いわゆる国勢調査時の人

口でございます。この事業による人口増加は、来年、平成27年10月に実施される国勢調査に反映されたとき、最大の効果があらわれると考えてございます。また、平成27年の後に、普通交付税の算定替が始まると認識してございます。

そこで、総務部長にお尋ねいたしますが、人口増減というのは紀の川市の普通交付税において大きな影響があると考えますが、どれほどの影響が出るのか。また、普通交付税の算定替についても説明をいただきたいと考えます。

これで、2回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（自席） 再質問の平成26年度以降の人口増加対策について、答弁をさせていただきます。

人口の問題は、未婚率の増加や晩婚化、育児環境や教育、住居や就業契機や女性の社会進出など、多くの事柄が複雑に絡み合った問題であるものと考えます。そのため、紀の川市では人口増加対策として、子育て支援世代の経済的負担を軽減するための第三子以降の保育所・幼稚園に係る保育料の無料化事業、出生率の向上を目指し、市独自に一般特定不妊治療への支援を行う不妊治療助成事業、学童保育の充実を図る放課後児童健全育成事業、男女の出会いの場を提供する婚活支援事業など多くの事業に取り組んでおり、これも引き続いて実施してまいります。また、子育て支援をするため、小学生卒業までの医療費を無料にする子ども医療費助成事業は、来年度から中学生の入院医療費まで拡充する予定であります。加えて、県外の大学へ進学した若者は、就職を機に再び紀の川市に戻ってこられるよう工業団地を造成し、企業の誘致にも力を入れてございます。

紀の川市には、緑あふれる自然、豊かな農産物、歴史ある文化など、ほかの地域に誇る地域資源が数多くあります。また、市が行っている人口増加への多くの取り組みも一つの地域資源でございます。市の広報紙やホームページをはじめ、各種の媒体を利用して、市の活性化につながる市内外への積極的なPRをしてまいりたいと考えてございます。人口対策は、紀の川市にとりましても大きな課題の一つであります。そのため、各部局が連携を密にして、社会の状況に柔軟に対応しつつ継続的に取り組んでいくことが重要なことであるものと考えてございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 石脇議員の再質問にお答えをさせていただきます。

人口増減と普通交付税の関係についてでございますが、普通交付税の基準財政需要額の算定において、国勢調査の人口を測定単位としているのは、消防費を含めまして14の経費がでございます。普通交付税への影響額ですが、平成25年度普通交付税の算定結果から試算しますと、国勢調査人口が一人増加することで約10万円、基準財政需要額が増加します。このことから、人口が増加することによる財政面へのメリットは大きいと考えられます。

続きまして、普通交付税の合併算定替につきましては、平成27年度までに毎年約27億円の増加額が見込まれます。平成28年度から平成32年度の5年間は、段階的縮減期間ということで、平成28年度では、増加額の1割減、約2億7,000万円の減額、平成29年度では、増加額の3割減、約8億1,000万円の減額、平成30年度では、増加額の5割減、約13億5,000万円の減額、平成31年度では、増加額の7割減、約18億9,000万円の減額、平成32年度では、増加額の9割減、約24億3,000万円の減額となり、平成33年度の普通交付税の算定から紀の川市としての一本算定ということになります。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） ありがとうございます。

まず、人口増加対策ということで御答弁いただきました。聞いてみますと、手厚い施策等していただいておりますが、市外からの転入促進という点では、この若者定住促進奨励事業があれば、さらに充実した行政サービスになるのではと私は考えます。

また、普通交付税算定におきましても、詳細な御説明をいただいたんですけども、やはり国勢調査人口は重要な測定単位ということで、理解させていただきました。

最後に、この事業は制度的には個人施策とも見えますが、先ほど総務部長もありましたように、普通交付税算定に大きな影響を持っております。そのため、この成果は数字として後の普通交付税に反映されますので、そのための私は投資と考えます。市長は、この議会の開会の冒頭の御挨拶にもありましたし、本年1月の「広報紀の川」でも、「継続・躍進・発展」と目標を掲げて、その文書の中には、「紀の川市に住んでよかった。紀の川市に帰ってきたいとみんなが実感できるまちを一緒につくっていきましょう」と述べられてございます。私もそのとおりだと考えます。この事業の延長、言いかえれば継続であります。市の単独事業でありますので、市長の裁量権によるところが大きいと私は考えます。市長の見解をお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石脇議員の御質問にお答えをしたいと思います。

はじめからの質問に対しては、担当部長からる説明がございました。私も「紀の川市に住みたい、また住んでよかった」と言ってもらえるまちづくり、これはやはり安全・安心が第一ではないかなと、そう思います。それと同時に、今もちろん少子化の時代であり、子どもさんが減少していることも事実であります。高校出て短大や大学に行かれる方も多。その高校までは紀の川市で住んでくれるけれども、働く場所が和歌山県、また紀の川市にしても少ないがために、都会に出て行って帰ってこない若者が非常に多いわけであり

そんな中、今、紀の川市にとっては京奈和自動車道がこの3月末に開通し、これを起点として阪和高速関空向けの道路等交通網も充実することによって、紀の川市に住んで大経済圏である大阪への勤務も可能になるわけであります。そういうことも含めて、と同時に、紀の川市にも北勢田の第2工業団地等建設、今造成ができておりますけれども、企業誘致も含める中で、今後紀の川市でも住んでもらえるように頑張っていくと同時に、紀の川市からほかの地域へも通勤可能な、そういう紀の川市にしていけるようにしていけたらなと、そのように思っております。

今後、議会の皆さん方と一緒に、これらの問題を進めるべく一生懸命頑張っていきたいなと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、石脇順治君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、17番 室谷伊則君の一般質問を許可します。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、私は災害時要援護者の避難対策について、質問をさせていただきます。

災害時に自力で避難することが難しい高齢者・障害者・幼稚園児、その他災害時要援護者の避難体制について、昨年6月17日の参議院本会議において「災害時対策基本法」の一部改正が成立いたしました。この法改正を受けて、次の5点についてお伺いをいたします。

まず、1点目に、災害対策基本法改正を受けて、当紀の川市ではどのように対応されているのか、お伺いします。

今回の法改正の主な内容は、4点ございます。まず、一つ目に、災害緊急対策等に関する事業者の責務、災害時における事業活動の継続、国・地方公共団体の施策に対する協力の明記。二つ目に、市民が防災に寄与することの例示、食品、飲料水、その他生活必需物資の備蓄及び防災訓練の明記。三つ目に、一定地域内の居住者等が行う防災訓練、備蓄・防災活動等、地区防災計画の作成。四つ目に、市町村長による高齢者・障害者等の災害時の避難に特に配慮をする者についての名簿作成と関係者への情報提供等であります。この法改正を受けて、紀の川市としての対応はどのように対応されているのか、まず、1点目、お答えいただきたいと思っております。

2点目に、平常時からの本市の災害時の組織づくり、関係機関との連携体制の整備について、お答えいただきたいと思っております。

そして、3点目に、避難の実効性を高めるための取り組みについてであります。

災害時の避難の実効性を高めるためには、まず災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿の作成が必要だと思っております。今回の法改正で、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿作成と関係者への情報提供が義務づけられました。避難・行

動・要支援者名簿の整備と情報提供が進むことが期待されますが、本市の取り組みと進捗状況について、お答え願いたいと思います。

4点目に、避難行動における要援護者への支援について、本市としてどのように取り組んでおられるか、お答え願いたいと思います。

5点目に、避難所における生活環境の整備ということであります。東日本大震災でも避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化など原因で亡くなる震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及・整備についても取り組むべき課題だと思っておりますが、この点についても御答弁をお願いしたいと思います。

以上、5点について、答弁を願いたいと思います。まず1回目の質問といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、室谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の災害対策基本法の改正を受け、市としての対応についてというお尋ねですが、今回の災害対策基本法の改正は、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難支援が特に必要になる方についての名簿の作成や住民の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充し、地方公共団体にかわり国による応急措置の代行について定められたものであり、食料の備蓄や備蓄スペースの確保、避難所の環境整備などが規定されており、法改正の趣旨に従いまして地域防災計画の見直しなどを市として逐次取り組んでいるところでございます。

現在取り組んでいる主な事項は、作成が義務づけられた避難行動要援護名簿については、作成に向け関係部局と協議を進めているところです。民間の物資供給事業者等の協定については、既に食品スーパーやホームセンター、農協、建設業協会、自動車整備振興会、アマチュア無線クラブやサイクリングクラブなど物資等の提供の協定を締結しており、さらに石油商業組合、調剤事業者とも協定を締結しております。

また、指定避難場所の見直しについては、平成23年度に耐震性を有し、土砂災害などの危険性が極めて低く、多くの住民が避難でき、給排水設備が整備されている公共施設を指定要件として見直しを行い、49カ所を指定し、本年度粉河中学校を新たに指定したことで、現在50カ所を指定避難所としてハザードマップや市のホームページに掲載をしています。また、避難判断マニュアルについては、現在修正を行っている最中でございます。

このほか、今回の法改正により、市町村が主体となって進めるべき事項については逐次取り組みを進め、今後の防災体制の推進に万全を期すよう努めてまいります。

次に、5点目にお尋ねの避難所における生活環境の整備についてでございますが、甚大かつ広域にわたる災害が発生した場合、長期にわたる避難生活が予想されることから、避難所を開設した場合の生活環境の整備は、避難生活を送る上で重要な要素と考えております。

今回の法改正では、避難所における生活環境の整備として、避難所における食料・衣

料・医薬品などの配布及び保健医療サービスの提供をするよう努めるとされております。医療面は、専門的な知識を必要とするため、医師会や薬剤師会等災害時の医療活動に関する協定を締結し、機材や薬品の提供や医師・薬剤師の派遣を依頼し、常に新しい機材・薬品を使用することが可能になっています。また、調剤事業者との生活物資や医薬品の提供の協定締結や応急的な救急箱を各地区の防災倉庫に保管をしています。備蓄食料は、現在約2万食を備蓄しており、その中にはアレルギー物質を使用していない食料も含んでおります。

生活面では、段ボールベッドや長期にわたる避難所生活でプライベート空間を確保するため、間仕切り用として使用できる段ボールシートの提供の協定を締結しております。平成26年度予算では、避難所への情報伝達のため、防災行政無線の放送を受信できる防災ラジオの配布も計画しており、このほか避難所運営を円滑かつ統一的行うための避難所運営マニュアルは、作成済みでございます。

ハード面の整備が、例えば調月小学校においてバリアフリー化や身体障害者用トイレの設置をし、また建設中の新体育館には、災害用設備として飲料・手洗い用の水三日分の貯水槽、自家発電設備、マンホールトイレ、防火水槽、物品の備蓄スペースなどの確保の整備が計画をされております。また、粉河中学校には、備蓄物品の保管スペースを確保し、防災関係施設に取り組む予定でございます。

その他、避難所の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、優先順位などを考慮し、設備や備品の整備、配布方法などを十分検討し、緊急時円滑なサービスの提供に努め、生活環境の向上に努めてまいります。

総務部からは、以上でございます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

それでは、災害時の要援護者に対するの取り組みについて、保健福祉部より答弁させていただきます。

総務部長の答弁にありました災害時要援護名簿の整備は、現在手上げ同意方式により登録をされた方の情報を平常時から関係区長及び地区民生委員さんに提供し、災害時に支援・協力をいただけるよう取り組んでいるところですが、今回の災害対策基本法の改正によりまして、本年4月から本人の意思及び同意の有無にかかわらず、災害時に避難支援の対象となる要援護者の名簿を市町村で独自に作成することが義務づけられることとなります。

また、要援護名簿は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、要援護者の生命を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ずに提供できることとなります。これらのことから、今回の法改正により義務的に取り組まなければいけないことを精査し、要援護者名簿の作成に取り組んでいきますので、御理解よろしくお願いしたいと思います。

次に、平常時からの組織づくり、連携体制であります。平成23年度に地図情報を利用した災害時要援護者システムを導入し、平成24年度より運用開始してございます。各関係課の端末機でシステム閲覧操作できるようになっておりますので、登録者情報を迅速に把握することができるよう対策を講じているところでございます。

三つ目の避難の実効性を高める取り組みであります。この2月現在でございますが、災害時の要援護者登録数は709件でございます。この災害時の対応が迅速に行われる体制を整えるとともに、紀の川市の15の社会福祉法人施設と岩出市の1施設で要援護者の避難者受け入れの協定を締結してございます。これにより、市の指定避難所の体育館等での避難生活が困難な重度の要援護者の避難生活が緩和されと考えられますので、今後とも引き続き協定施設をふやすよう努力してまいりたいと考えてございます。

次に、避難行動における要支援者への支援であります。要援護者名簿の中から順次要援護者宅を訪問しまして、個別計画の作成を進めております。その中で、災害時に要援護者の必需品等を迅速に少しでも提供できるよう、ふだん服薬している薬や生活に欠かせない機具等をあらかじめ伺って個別計画を作成し、関係区長や民生委員にも提供し、災害時の対応が迅速にできるように考えてございます。また避難支援者のいない要援護者については、特に気にかけていただけるよう区長や民生委員のほか、近隣者等にも協力をお願いする取り組みを行っていますので、御理解よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） 2回目の質問ですけれども、今担当部局から御答弁をいただきました。

この法改正は、昨年6月法改正されまして、今部長の答弁の中にもありましたように、本年4月から順次その法改正に対応されているようでございます。本当にこの災害はいつ起こるかもわかりません。できる限り迅速かつ早急にこういった法改正の趣旨を踏まえ、名簿作成、また地域の区長さん、また民生委員さんとの連携を常日ごろから図っていただき、災害に備えて、本当に健常者はもちろんそうですけれども、要援護をしようとする方々への配慮というのが今までなかなか厳しい部分があったと思います。本当に、こういった方々は私も日ごろから住民相談の中で、こういった方々からの御相談もお伺いしております。本当に身の御不自由な方、また耳の御不自由な方、そういったまた車いすを使用しなければ外出できない、そういった方々等々、要援護者の支援に苦慮されている現状でございます。そういったときに、この災害が起きたときに、ただいまる述べていただきましたけれども、こういったことの対応を平常時から行っていただく、そういったことを敏速に平常時から各部署連携をとりながらやっていただくことによって、こういった要援護者の方への安心もしていただけるのではないかと考えております。

また、今回法改正の中でも、備蓄及び防火訓練の明記、事業者の責務、名簿の整備・共有等書かれていますが、これは災害支援を円滑に進めるためのほんの第一歩にすぎないと

思います。災害支援者の取り組み自体は、自治体が入念に準備をかけ、弱い立場の人をどう守っていくか、常日ごろから心がけていく必要があると思います。本当に今、どこでどういった災害が起こるかわからないこの中で、こういった取り組みを順次進めていただきたいと思います。

市長は、常日ごろから「安全・安心なまちづくり」ということで施策目標に掲げられて、住みよい紀の川市づくりを目指されております。各部長から御答弁いただいたように、常日ごろからこの担当部局だけじゃなしに部署間の横の連携もきっちりいただき、災害時のときには敏速に各部署がそれなりに対応できる、そういった取り組みを今も進めていただいておりますけども、さらなる強化をしていただき、安全・安心なそういう紀の川市づくりに邁進していただきたいと強く切望するところでございます。

今回の質問は、まだ昨年6月法改正で、今そういう整備の途上ではあると思いますので、これ以上深く質問はいたしませんけども、また機会があれば、今法改正に対しての取り組みの進捗状況なりを報告をいただいて、さらなる支援体制を高めていただきたい、こういったことを切に要望して、今回の一般質問を終わりたいと思います。

その中で、最後に市長に答弁を求めたらいいんですけども、なかなかそこまで難しい部分もあると思うんですけども、担当部局の方から最後にその辺の心構え等お聞かせいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 室谷議員の災害時による救援護者の対応についてと、これは当然のこと、昨年基本法が改正されたということの中で、まだ国のほうもきちっとした進めがなされておられませんけれども、市独自の調査等々もこれから進めていけということでございます。健常者であれ障害等々の援護者であっても、家族の少ないといいますが、ひとり暮らしの老人の方とか、そういう方については特に大変だろうと、そう思っております。

健常者といいますが、元気な方は、まず自分の身は自分で守っていくということが一番大事であります。その災害のときに不自由な方を助けられる、そういう日ごろの取り組みというものも真剣にこれから考えていかんなん。今までも考え、進めをしていただいておりますけれども、今後の大きな課題ではないかなと、そのように思っております。皆さん方と十分相談をさせていただきながら取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、16番 堂脇光弘君の一般質問を許可します。

堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

私、平成23年12月議会で、税収も上がるし、都市計画区域を見直したらどうですかということを質問させていただきました。そのときの阪口部長の答弁の中で、「平成30年度を初年度とする第2次の長期総合計画と踏まえて、その都市計画マスタープランとの整合性を図り、土地の利用動向等を勘案して区域の範囲についても検討してみたい」という答弁いただきました。平成30年からのこの長期総合計画で見直してもらおうとなれば、今から準備をしていただかないと多分間に合わないんじゃないかなと思っております。

それと、総務部長にお尋ねするんですけども、今の都市計画区域に入っていないところ、その紀の川市全体を都市計画区域とした場合にどれぐらい、試算で、どれぐらい税収が上がってくるのか、ちょっとお聞きしたい。

それで、建設部長には、今まで審議委員会何回か開催されていると思うんですけども、何回開かれて、その都市計画区域の見直しについての会というんですか、開かれた中で何回ぐらいあったのかなというのをお聞きしたいですね。

それで、私勉強不足でなんですけども、きのう打田の高野、あそこは都市計画区域に入っているかどうか。ちょっと、一回目の質問を終わります。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 堂脇議員の御質問にお答えをいたします。

都市計画税は、地方税法702条に規定され、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的として課税できるもので、紀の川市では市街化区域と市街化調整区域の線引きがされていないため、都市計画区域全域の農地・山林等を除く土地と家屋に課税をしております。

議員お尋ねの紀の川市全域を都市計画区域とした場合でございますが、土地で約160万円、家屋で約430万円、計590万円の増となる見込みでございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 執行部、答弁求めます。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、堂脇議員の御質問にお答えいたします。

都市計画区域につきましては、旧5町合併以前から指定された区域について平成21年度より検討を行い、旧5町の計画区域決定の経緯を十分尊重した上で、計画区域を変更せず統合した都市計画区域として国土交通大臣、同意を得た上、和歌山県都市計画審議会の承認のもとに、本年度4月に和歌山県が紀の川市都市計画区域として指定されてございます。その中に、先ほど言われました高野地区は入ってございません。それと、審議会は25年11月ごろ、区域決定のために一回開催してございます。

それと、議員御指摘の区域の見直しにつきましては、今後の検討課題と認識しているところでございますが、和歌山県都市計画マスタープランが平成27年度に改定される予定

です。また、市の第2次長期総合計画が平成30年度に策定予定となっていることから、その二つのまちづくり計画と調整を図り、市の都市計画マスタープランの改定の際に、都市計画区域変更についても10年後の紀の川市まちづくりを見据えた上で、上位計画の国土利用計画、近畿圏整備計画、和歌山県都市計画等との整合性を図りつつ総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（質問席） 建設部長の答弁の中で、旧5町の都市計画区域については、旧5町の意見を十分に尊重するというふうな発言がありました。私は思うんですけども、紀の川市になったんだから、市としての税収も上がることを考えてもらって、一つの市として、都市計画法の第5条ですか、「一体の都市として総合的に整備し、整備開発・保全する必要がある地域を都市計画区域とする」というふうに記載しているんですね、今入っていないところは、市一体として見てないんかどうかっていうことも、まあへ理屈ですけどね、考えれば。言えますよね。

ほんで、高野が入ってない。市役所の本庁から数キロのところの高野が都市計画区域に入っていないくて、私の住んでる15キロも16キロも離れてるところが都市計画区域に入っていると、いろんなもろもろの条件もあるんですけどね。だから、普通に考えてちょっと不合理ではないんかなと。何かにつけて、旧5町に対する気遣いが多過ぎて、なかなかいまだに紀の川市が一つになれないというふうに感じているところもあります。

だから、そののところ一回、建設部長、何キロも何十キロも離れてるところが入ってなくて、近くの数キロのところが入ってないと、私は不合理に思うんですけどね。そのところの答弁、ちょっと。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（自席） 堂脇議員の再質問について、お答えいたします。

今後も都市計画区域変更につきましては、今まで時点でも部では協議してございました。将来に向けて、今後保全等を含めた中で平等性、高野地区等ほか鞆渚とか、まだ入っていない地区につきましては、今後市民に理解しやすい形の公平性を含めた中で、庁内関係部署や国・県とも協議を重ね、最良の方向を見出し、市都市計画審議会へ提案してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（質問席） 最後になります。

審議会に提案してまいりたいと思いますという御意見ですけども、出してもらって十分

に審議してもらってください。私、ただ言ってるんじゃないくて、ただ本当に、たとえちょっとでも紀の川市の税収が上がればいいかなと思って、その思いからです。終わります。答弁は結構です。

○議長（高田英亮君） 答弁、よろしいですか。

〔堂脇議員「はい」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、堂脇光弘君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時24分）

（再開 午前10時39分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可します。

はじめに、紀の川市の小中学校5年間の2学期制の成果と課題についての質問をどうぞ。太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 皆さん、こんにちは。太田です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。何分にも初めての一般質問です。言葉不足等失礼なこともあるかと思いますが、お許してください。

まず、1番目の質問です。紀の川市の小中学校5年間の2学期制の成果と課題についてということです。

私は、36年間教育現場におりました。この間、学習指導要領の改訂、ゆとり教育や職業体験学習などさまざまな新しい取り組みが次々と実施されてきました。私は、後半ほとんど中学校でありました。何度も担任や進路指導を担当してまいりました。その間、高校入試制度も次々と変更され、子どもたちを取り巻く学習環境は大きく変化し、子どもたちや保護者、また教師も制度の変更に振り回されてきたと言えます。特に、中学3年生は、入試という人生で最初の試練のときを迎えるわけです。3年生の多くは、夏の体育大会が終わるところから自分の進路について真剣に考え、学習に取り組んでいきます。そして、12月の三者面談でほぼ進路を決定していきます。

以前の3学期制では、主に1学期、2学期の成績を参考にして進路決定をしてきました。現行の2学期制では、10月初めの前期の成績しか出ていません。特に、入試の早い私学では、後期に入ってから一生懸命頑張った生徒の成績が生かせません。12月に進路について三者面談を行うとき、判断する資料が少なければ子どもにとってよりよい進路を見つけることが難しくなります。現行2学期制のままでは、進路指導は大変難しい状況なのです。

和歌山県の入試制度は、現在では全県一区の一般入試となっています。その結果、広範囲に受験ができるようになり、一部の受験生にとってはメリットになりましたが、逆に他郡市の生徒の流入により、紀の川市に住む生徒の中には近くの高校に行きたくても行けず、遠くの高校に時間もお金もかけて通学する生徒が数多く出てきました。このままでは、子どもたちや保護者にとって大きな不利益になってしまいます。

さて、2学期制になった紀の川市ですが、授業時間の確保と学力向上を主な目的として既に5年間実施されてきました。最近の全国学力テストの結果を見ると、紀の川市では子どもたちの学力向上は余り見られないと考えています。他府県、他郡市の先進地域では、多くの保護者、生徒、教師、地域住民に2学期制についてのアンケートを実施し、分析・検討が進められるとともに、成果と課題が明らかにされ、インターネット上にも数多く公開されています。

また、多くの府県で再び3学期制に移行する学校が急増しています。よくこのような制度は、5年、10年の長いスパンで検討していくべきだと言われます。しかし、結果としてこの制度は失敗だったとなったとき、その間の生徒は、ある意味犠牲者になってしまいます。事教育においては、長いスパンという考えだけでは子どもたちの進路に大きな不利益となってしまうことがあるのです。

よって、紀の川市としてこれまでの2学期制をどのように分析しているのか。その結果として、成果と課題は何かについて詳しくお答えいただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは、太田議員の2学期制の成果と課題という御質問ですが、まず学力向上については、全国学力調査の結果、紀の川市は全国平均をはるかに上回る学校も何校もあり、その取り組みを交流することで各校の取り組みをさらに充実させることを目的として、本年度学力向上定着プロジェクトを立ち上げました。その成果として、昨年12月10日に実施した和歌山県学習到達度調査では、紀の川市として小・中学校とも確実に向上するという成果が見られたと考えています。まず、そのことを報告したいと思います。

次に、2学期制の成果と課題についてですが、平成19年度から市内全中学校で2学期制が実施されています。平成23年5月に教育施策の参考にすることを目的として、各学校長を通じて聞き取り調査をしたところ、2学期制、3学期制の双方によさや改善点があることがわかりました。

おおむねの成果といたしましては、2学期制導入の目的の一つであった授業日数、授業時間の確保が図られました。また、課題となっていた学習の評価については、各校とも創意工夫して特色ある取り組みで対応しております。教育委員会といたしましても、一層特色のある学校づくりを努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ただいまの御答弁ですけども、上回る学校もあるという答弁だと思うんです。紀の川市を平均してみると、それほど上がったというふうには実際見ていません。その点は、どこを評価するかにかかってくると思うんですが。国の学力調査には、知識ともう一つあったと思うんです。済みません。その片方については、やや上がっているかなと僕も判断したんですが、それほど2学期制を実施した結果の効果が出ているかなというのは、思えないところがあります。

再質問なんですが、他府県、他郡市の分析結果を見ると、これは先ほども言わせていただいたように、全国で見直しが行われています。その中で、2学期制の課題として、学期の期間が長いために子どもや保護者が学習や生活の状況とか課題についてしっかりと相談し、改善する機会が減ったこと。一つ、試験範囲が広過ぎて、学習の成果を出しにくいこと。進路選択のための成績資料が少なくなってしまうこと。もう一つ、非常に大きいのは、日本の季節変化や慣習に合わないということ。10月中ほどに秋休みという設定をされていますが、これが三日間という、こういう必要があるのかどうかという点。実際、ほとんどは、例えば中学校であれば、この三日間というのは新人戦に向けてほとんどのチームが一生懸命練習をしている、実際の休みにはならないんですよ、そういう状況にあります。

紀の川市においても、同じような課題があるはずですよ。これらの課題は、子どもたちの進路には不利益にならないように早急に改善していく必要があると言えます。先ほど、12月の懇談会のことを言わせていただいたんですが、特に私学のような場合は前期の成績しか使えないわけなんですよね。そういうところでは非常に困っているのが現状です。先ほど言わせていただいたように、長いスパンでは困るのです。紀の川市としてどう取り組んでいくのか、さらにお答えいただきたい。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 議員の、子どもたちにとって進路に不利益にはなっていないのかということではありますが、それに対してお答え申し上げたいと思います。

私ども市教育委員会も、かねてより子どもたちの進路については、生徒の不利にならないようにと考え、最も新しい成績を内申に書くようにと、校長を通じて各中学校に指導してまいっております。それを受けて、高校入試に係る内申書の作成については、生徒の不利にならないように各学校がテストの回数を小まめにするなど取り組んでいるところであります。

子どもたちの進路について大変御心配いただいておりますが、市内各中学校から事情を聞き取ったところ、2学期制、3学期制、学期に関係なく不利となる状況はないという回答を得ておりますので、議員もどうか御安心ください。

以上であります。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再々質問です。

教育長より御答弁をいただいたんですが、最初に言わせていただいたように、長い間現場におりました。しかも、3年生を持つ機会が非常に多かった現状で、現場では先ほど言わせていただいたように、不利に見られる状況は確かにありました。これは、現場にいた私が言います。確かにありました。そういうことです。

再々質問なんですが、教育長が先ほど各学校に問い合わせているということをお聞きしたんですが、実際にアンケートを保護者や学校の職員、あるいは2学期制について市民がどういうふうになっているのか、そういうことを分析していく必要があるのではないかと思います。広く意見や要望を拾い上げ、よりよい制度の改善に努めとるということが必要になってくるかと思えます。既に、かなりの年月がたって、分析、そして評価、成果・課題が市民に公開されていない状況だと思っています。実際に、やはりこれは最終的に子どもたち、紀の川市の将来を引き継ぐ子どもたちのために必要なことであって、公開していただきたいなと思っています。今後のアンケートも含めた計画を明確にお答えいただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 保護者や教員に対して意見や要望を聞く必要があるのではという御質問かと理解しております。子どもの実態や教育活動の状況をつぶさに把握することが大変重要であると、私も考えておるところであります。

本年度より、例年行っている学校教育指導訪問とは別に、教育委員、教育監が校長や教頭との懇談を通して、学校、さらに児童・生徒、保護者の状況を聞き取るかけ橋訪問を実施しております。実態把握には、アンケート調査によることも一つの方法であると考えておりますが、まず私は学校組織を活用して校長、教頭、PTA、連合会と懇談会を考えて進めてまいりたいと思っております。今後とも、今の確かな情報を目で見、耳で確かめた上で最善の教育施策を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 次に、小学校普通教室へのエアコン設置についての質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 続いて、小学校普通教室へのエアコン設置についてということで、質問させていただきたいと思えます。

来年度より、夏休みが小学校で三日、中学校で1週間短縮されると聞いています。中学校では、全ての学校にエアコンが設置されてますから、猛暑でも授業が可能です。近年、温暖化のため、夏は30度から35度を超えるような猛暑日がふえています。そのために、熱中症で倒れる児童がふえている現状での小学校での夏休みの短縮はいかがなものかと思っています。また、新築された一部の小学校にのみエアコンが設置されており、扇風機

の設置を考慮しても、不公平感があります。

小学校の耐震工事により、風通しが悪くなった一部の教室にエアコンを入れているとのことですが、聞くところによれば、同じ学校内で不公平になるので先生方も遠慮して使わないところが多いようです。夏休みの短縮を含め、このような状況をどう考えているのか、お答えいただきたい。

以上です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 2点目の小学校普通教室へのエアコンの設置という御質問ですが、議員御質問のエアコン設置と夏休みの短縮ですが、まずはじめに教育委員会では、中学校の授業時間の確保に伴い、生徒が十分勉強できるような環境を整えるため、比較的涼しい韮渚中学校を除き管内中学校にクーラー設置を進め、昨年7月の粉河中学校の校舎竣工により中学校のクーラー設置を完了したところでございます。

小学校のエアコン設置につきましては、改築工事を行った安楽川小学校、名手小学校に設置しているところでございます。また、耐震改修工事により環境が悪くなった教室や特に西日がよく当たり、室内が高温になる教室には一部エアコン設置の学校もあります。さらに、一部の特別教室、音楽室、パソコン室、図書室等にはクーラーを設置しているところでございます。そのほかの小学校につきましては、市・PTA・連合会の幹部の皆様と市長、教育長との懇談会において教育環境の改善について強い要望がありましたので、市長から全ての小学校の普通教室に複数台の扇風機をまず設置するというお約束をさせていただきました。このことを受け、平成23年度に扇風機を設置したところでございます。

議員御質問の夏休みの短縮につきましては、現在警報が発令され、臨時休校になりますと、その代替え措置として長期休業日の最後の日から順次開業日として対応している現状がでございます。そのような中、毎年二日程度警報が発令され、その代替え措置により夏休みを短縮してきた経緯もあります。

教育委員会では、児童・生徒の確かな学力・体力の向上を目指して安定した授業時間の確保に努めているところでありますので、代替え措置分を含め一律三日間の短縮をしてまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 済みません。今の回答ですが、私がこの中で不公平感ということをおっしゃっていただきました。このことについて、お答えいただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 先ほど答弁させていただきました安楽川小学校、名手小学校につきましては耐震度が非常に低くI s値が低かったもので、新築工事をやった

学校でございます。今の時期、クーラーの設備もしながら、また議員御指摘の他校との不公平感がないようにクーラーの使用頻度も慎重に対応するよう指導しているところでございます。

確かに、クーラー設置のあるところとない学校とでは環境的には不公平かも知れませんが、今後新たに随時不公平感がないような対応をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問です。

不公平があると認めている中で、平等に小学校を三日間夏休み短縮するという点については、納得できかねるところがあるというふうに思っております。

再質問です。今の件も含めて、猛暑対策を含めて、今後の小学校へのエアコン設置の計画はどうなっているのかをもう一度お答えいただきたい。

以上です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 今後のエアコン設置の計画についてですが、現在教育委員会では、児童・生徒の命を守るため、平成27年度末の完了を目指し耐震改修を最優先に進めているところがございます。その後、避難所となる体育館の非構造部材の耐震化を行い、万一大地震が発生した場合でも地域の皆様が安心して避難できる施設に整備してまいりたいと考えております。

議員御質問のエアコン設置計画ですが、家庭の住環境の変化や温暖化が進む昨今、エアコンの設置は喫緊の課題であると認識しておりますが、全小学校の既存校舎にクーラーを設置するとなると、施設改造費用など多額な費用が必要となるとともに、電気代やメンテナンス費用の増大による懸案課題もあり、たちまちの導入は困難であると考えています。

しかしながら、特に高温になり、児童・生徒の体調管理に支障のあるような環境の悪い教室につきましては、今後随時エアコン設置も検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。ないですか。

それでは、次に、食育推進と目標数値についての質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 最後の質問をさせていただきます。

食育推進と目標数値についてです

紀の川市は、県下で最も食育推進の取り組みが進んでいるまちだと思っております。第2次紀の川市食育推進計画を見ますと、平成25年から平成30年までの目標数値が載っていますが、その中で学校給食における地場農産物の割合が、平成24年で29.2%であ

るのを平成30年には40%を目標としています。河南給食センターが完成した場合、約4,000食に必要な地場農産物を紀の川市として毎日確保できるのでしょうか。結局、業者に依頼して他地方からも購入せざるを得ないのではないのでしょうか。

また、他県で発生している食中毒やアレルギー対策等を考えますと、本当に安心・安全な給食が提供できるのか。紀の川市としての確かな計画内容をお伺いしたいと思います。

また、紀の川市民全体への食育啓発活動は、食育フェア等あると思うんですが、まだまだ不足していると思われます。食品の安全性に関する基礎知識を持っている市民の割合が13.4%では低過ぎるのではないのでしょうか。中学生の朝食を食べない割合が約7%もあります。コンビニをはじめ、ファーストフード等の食の欧米化が急速に進む中、食育のまち紀の川市として、地産地消による安心・安全な給食の提供と今後の啓発活動の推進について計画をお伺いしたい。

以上です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 食育推進と目標数値についてでございますが、学校給食センターにおける地場産物の割合ですが、平成24年度では自校方式の地場産の活用状況は17.5%、県内産が42.3%となっており、センター方式では、市内産が36.6%、県内産が50.2%で、給食センターのほうが地場産物の活用状況が多様になっておるところでございます。今後、紀の川市の学校給食が全てセンター方式で実施されますので、引き続き地場産物の活用に努めてまいりたいと考えております。

また、河南学校給食センターの食材確保、特に地場産物の確保については、JA紀の里の協力を得て紀の川市産の農産物を最優先に調達してまいりたいと考えております。また、食材購入については、安全・安心な給食の提供、地産地消の推進、地域振興に綿密に関係することを踏まえ、市が直接行ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、食中毒の防止対策については、最新設備のもと、食材の入荷から出荷までの全ての行程で食中毒などを防止するための非常に高い衛生管理ができる高機能の空調設備を導入してございます。また、調理場では、調理員のアルコールによる手洗い、作業着、靴の履きかえ等の徹底、毎日の作業着の消毒・洗浄、また害虫駆除、拭き取り検査、調理員の検便等行うことにより食中毒の未然防止に努めているところでございます。

次に、学校での食育については、第2次紀の川市食育推進計画において学校における食育の推進として小・中学校の児童・生徒に対し、食について考える機会やさまざまな知識を身につけるための学習指導に取り組んでいることがうたわれております。紀の川市内の各学校におきましても、それぞれの学校での独自の取り組みがなされているところであります。「早寝、早起き、朝御飯」の運動をPTA・広報紙において保護者に啓発、地域や保護者の方々を招いての給食試食会や調理実習を行うとともに、給食だよりの発行等も実施しているところでございます。また、市教育委員会が推進している「いただきますの

日」の取り組みとして、親子で食材を購入し、一緒に調理することで食の大切さや地産地消の推進を図っているところでございます。

議員御質問の中学生の朝食の欠食や食生活については、児童・生徒に食育に関する教育をさらに行うとともに、家庭に対しても給食だより等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから食育の啓発活動のあり方と今後の食育推進計画の考え方について、お答えいたします。

まず、この間の活動取り組みでありますけれども、平成17年度に食育基本法が成立し、本市においても平成20年度に第1次食育推進計画を策定するとともに、食育を市民運動として展開し、観光や産業振興も含めたまちづくり、人づくりも結びつけていくことを目的として、「食育のまち」宣言も平成22年10月に行い、精力的に食育推進施策を実施してまいりました。これら施策の実施に当たっては、委員20名で構成する食育推進会議で、本市の食を取り巻く現状と課題を明らかにし、基本方針を定め、施策の方向性を確認し、それぞれが目標とする数値達成のために積極的に事業を推進してまいりましたが、第1次計画最終年度の平成24年度では、数値目標をクリアできなかった項目もあったことも事実でございます。

このことから、平成25年度に策定した向こう6年間の第2次食育推進計画では、こうした数値目標が達成できるよう、また近年の食を取り巻く環境の変化等を背景に、市民一人ひとりが健やかで心豊かに生きるために食をめぐる問題に取り組むことが今まさに求められているということになります。本市の特性である四季折々の農産物を生かした地産地消を積極的に推進しつつ、自然の恩恵や食にかかわる人々のさまざまな活動への感謝の気持ちを育み、郷土に対する関心を高めて食に関する正しい知識と選択する力を身につけていくことが大切であります。市民や行政、あるいは家庭、保育所、学校、地域などそれぞれの立場からともに学び、ともに取り組み、ともに実践できるようオール紀の川市で市民運動を展開していかなければならないと考えております。

また、食育の推進は、市の重要施策と位置づけております。市民や各種団体が自主的に取り組んでいる食育推進の活動内容を多くの市民に伝え、また行政においても多くの部署で実施している食育推進施策が一般家庭にまで広く浸透するよう周知方法等についても検討を加え、「食育のまち紀の川市」を名実ともに実現できるよう努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力賜りたくお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

〔太田議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、14番 杉原 勲君の一般質問を許可します

杉原 勲君。

○14番（杉原 勲君）（質問席） ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

紀の川市の街づくり、行政のあり方についてですが、今回行革、いわゆる行政組織改革について質問をいたします。

旧那賀郡5町が平成17年11月7日に合併をし、9年目を迎えているところであります。それぞれ地域性があり、特色がある5町が合併を実現するために、合併協議会では各部会において各町の施策のいわばいいとこどりをして、5町の合意のもとスタートした紀の川市であります。

合併後9年を迎え、我が国はもとより、紀の川市において少子高齢化、人口削減が急速に進んでおり、今後は厳しい財政状況が見込まれております。市役所内部の経営資源をこれまで同様に維持し続けることは困難になると思われま

す。このような中で、これからの社会行動の変化に対応し、多様化していく市民ニーズに応え、きめ細やかなサービスを提供していくことが求められています。このような時代の市民の要請に応えるには、市役所が持つ限られた経営資源を最大限に活用して、新たな課題に対応できる行政運営を追求していかなければならないと思います。そのためには、市民、企業、各種団体、地域などの多様な主体の力と行政の力を結集し、これまで培ってきた市民自治をより確かなものに発展させていくことが重要と思います。子ども、大人、お年寄りの各世代が支え合う優しさとぬくもりのある生き生きと笑顔あふれるまち、安全・安心なまちを目指すためにも、以前までの手法や考え方にとらわれることなく、新たな時代にふさわしい行政組織改革を進めるべきだと考えます

紀の川市も9年がたち、発足時734名の職員を抱える中で、これも合併協議の結果のもと、人口規模から見て決してコンパクトで機動力ある組織と言えない状況でのスタートでありました。そして、職員の資質・能力向上に取り組む中で、500人規模のスリムな職員体制を目標とし、年次的に減員を実施し、あと数年で一応の人的目標を達成されようとしております。

しかしながら、機動力、サービスをより向上させるための行政機構の改革の面については、合併以来、必要な時期に行政機構の改革を実施し、各課の統合、あるいは必要な部署の新設を実施し、徐々にスリム化されているものの、今日考えた場合、現職員とのアンバランスが目立ってきていると感じます。特に、今年度、来年度と定年退職者が例年より多く、職員数が減少するこの時期に、抜本的な行政機構改革を実施し、少数精鋭の体制でも機動力を確保し、さらなる住民サービス向上につなげるのは今が好機と私は考えますが、執行部の考えをお聞かせ願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 杉原議員の組織機構改革へのお尋ねについて、お答えをいたします。

行政組織の見直しにつきましては、平成17年11月7日に紀の川市がスタートしてから日々業務を遂行していく中で、効率よく住民ニーズに即応できるよう早急に改善すべきふぐあい、また無駄等が生じている場合において、随時必要に応じて行政組織機構改革を実施してきたところであります。また、平成25年1月に新庁舎が竣工し、分庁方式から本庁舎へ行政機能が集約されて、スリムで効率的な行政運営に努めているところであります。

合併後8年を経過し、地方交付税の一本算定や合併特例債の償還を控える中、職員数についてもさらなる減員を進めていかなければならず、議員おっしゃられるように、限られた人員・予算・施設等を有効活用し、多様化される行政需要への対応が不可欠となっており、今後ますます厳しい差を増すことが予想される行財政運営に対応できる組織機構の見直しは急務であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

杉原 勲君。

○14番（杉原 勲君）（質問席） 今、一応の前向きな答弁をいただきましたけれども、今まで何をしてきたのかなと思うのが本心でございます。早急にそういったことに対して取り組むべきだと思っておりますが。

2回目ですが、市長にお聞きをいたします。

去年の市長選において無投票で当選され、今期3期目をスタートされ、その間、「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を将来像として第1期長期総合計画に基づき、最大限5町の意味を尊重しつつ、本来あるべき新生紀の川市づくりに邁進されていることに敬意を表するとともに、私もともに紀の川市づくりの一端を担わせていただいたことを誇りに思っております。

さて、市民の皆さんの多様化に関する期待、先ほども同僚議員が質問にありましたけれども、近い将来に起こるであろうと言われている東南海地震の自然災害と、また貴志川地区、桃山地区の水害時に初動体制の迅速化、指揮・命令系列の明確化が現状の行政組織において十分対応ができたのか、できるのか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長 田村 武君。

○副市長（田村 武君）（自席） 市長に答弁ということでございますが、機構改革につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

機構改革につきましては、本年25年度において順次検討をさせていただいておりましたが、詳細にまだまだ検討をする必要があるという方向になりました。その点、市長

に報告をし、市長から26年度中に行政改革と、それから組織機構改革についても26年をめどに行うように支持をいただいておりますので、議員のおっしゃいました点につきましても、十分意を酌んで取り組んでいきたいと、このように考えてございますので、まず行政組織機構についての答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 杉原議員の機構改革につきましては、田村副市長を中心にいろいろと今検討をさせていただいております、26年度中に何とかしたいということでございます。

それと、それ以外の安全・安心のための桃山・貴志川地区の浸水等々いろいろと課題が紀の川市にはあるわけでありましたが、特に桃山・貴志川のお話が出ましたので、中間報告であります但し申し上げたいと思います。

岩出の頭首工、井堰ですが、改修をしていただきまして、毎秒1万2,000トンが放流されればもう安心だということではありますが、そうすることは全面やりかえということになるわけで、一部改造ということの中で、現在6,300トンぐらい放流されてるあの井堰を8,500トンまで放流できる井堰として改善をしたいと。26年度中にいろいろ計画を立て、27年度からやってもらえるべくその状況で今進めをいただいております。

そうなりますと、大雨ごとにあの消防団員の皆さん方、また紀の川市として放流をいたしました大型のポンプアップ車等々の出動が絶対出なくてもいいということにはなるかどうかは結果を見ないとわかりませんが、応分の解決はできるのではないかなと、そのように思っております。そのほかにもいろいろと安全・安心のための取り組みにつきましては、機構改革と同時にこれらも進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔杉原議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、杉原 勲君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午後 0時58分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可します。

はじめに、期日前投票についての質問をどうぞ。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

期日前投票について、お伺いします。

一つ目は、平成15年12月に期日前投票制度が創設されました。これにより、それまでの不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化が図られ、投票しやすくなったということで利用者もふえております。昨年の紀の川市議会議員一般選挙におきましても、投票率が62.59%で、期日前投票が35.75%と過去最高でした。さらに、投票率向上のための取り組みとして、期日前投票に必要な宣誓書を入場券の裏面に印刷をして郵送し、投票者は事前に氏名や住所を記入し、投票所に持参すれば期日前投票ができ、高齢者や障害を持つ方など字を書くのに時間がかかる方や人前で字を書くのが苦手な方などに配慮することで、投票しやすい環境をつくることを目的にしているものです。紀の川市でも、投票所入場券の裏側に宣誓書を掲載してはどうか、お伺いいたします。

二つ目は、全国的に若い世代の政治への無関心や選挙離れが深刻化しております。このため、若い方に選挙により関心を持っていただき、身近に感じていただけるように期日前投票の立会人を新成人や二十代の方々から募集をし、選任されてはいかがでしょうか。ことし1月12日、紀の川市の成人式が行われました。平成25年12月31日現在ですが、713名の方が二十になられました。紀の川市でも新成人や二十代の若者を対象とした期日前立会人の募集登録制度についての2点、お伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長 金岡哲弘君。

○選挙管理委員会書記長（金岡哲弘君）（登壇） 大谷議員の期日前投票についての御質問について、お答えさせていただきます。

まず、議員質問の投票所入場券の裏側に宣誓書を印刷し、郵送することについてであります。期日前投票制度は公職選挙法第48条の2第1項に規定されており、選挙の当日、同項各号に掲げる事由に該当し、投票することが困難であると見込まれる選挙人の投票について期日前投票場において行わせることができるとあります。また、同法施行令第49条の8の規定より、選挙人は期日前投票をする場合において該当する理由を申し立て、かつ当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないことになっており、現在この規定によって期日前投票所の受付において宣誓書の記入をお願いしているところであります。

入場券に宣誓書の様式を印刷すること及び事前に書くことについての公職選挙法上の制限の規定は特になく、入場券に宣誓書の様式を印刷することは可能であると考えております。現在、使用している入場券の裏面には、期日前投票所の場所の地図を掲載しております。これは、有権者の皆様の期日前投票所の場所がわからないという意見が選挙の都度多くの問い合わせがあり、有権者の要望に応えるべき印刷したものであります。印刷以後、その問い合わせはなくなっておるという状況であります。

期日前投票を推薦する意味から、従来どおり期日前投票所の場所の地図を掲載することが肝要であると考えております。また、はがきタイプに宣誓書を印刷すると記載するスペースが非常に小さくなり、記載する高齢者等の有権者の方にはわかりにくいものとなってくる可能性もあります。さらに、事前に記入を済ませてくるということから、本人の宣誓書であるかどうかの確認についても十分配慮しなければならない点を考慮いたしますと、様式の変更につきましては今後の研究課題と考えております。選挙管理委員会といたしましては、公正な選挙の執行と誰もが投票しやすい環境づくりに鋭意努力してまいりたいと思っております。

次に、期日前投票の立会人の募集についてであります。現在期日前投票の立会人は拘束時間が約12時間と長く、また平日も従事していただく必要があることから、選挙管理委員会が個別にお願いしている状況であります。昨今の若者の政治への関心の薄れ等が反映し、投票率の低下が懸念されております。期日前投票の立会人の公募につきましては、期日前投票所で公平かつ適正に投票が行われるよう立ち会っていただくとともに、選挙をもっと身近なものに感じてもらい、若い世代の方等に生活と密接な関係にある政治や選挙に関心を持っていただくという効果があると考えております。近隣の市の状況等を調査研究し、立会人の公募については検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま選挙管理委員会から御答弁をいただきましたが、投票入場券の裏に期日前宣誓書の近年実施されている紀の川市近辺の自治体は、橋本市、海南市、紀美野町等々です。投票者の心理的負担解消と手続の簡素化につながります。このやり方は、大変有効であると思います。

また、投票立会人の選任に当たり、総務省においても従来の慣習に固執することなく、進んで女性層や成年層からも選任するよう努めていただく助言をしていくと発表されております。この点について、再度御答弁をお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長 金岡哲弘君。

○選挙管理委員会書記長（金岡哲弘君）（自席） 先ほど御質問がありました投票入場券の裏に宣誓書を記載している市町村、近隣和歌山県下でも幾つかございます。その市町村、印刷の方法、また郵送の方法も個々に違ってきております。

紀の川市におきましては、個々のはがきに印刷して送っておるという状況でありまして、その中の宣誓書を印刷している市町村については、世帯別に送っておったりという状況もあります。一概に同じような状況で印刷して送っているというわけではございません。大きな和歌山市とか、それから岩出市、近隣の二つの市でありますけれども、まだ宣誓書も印刷しておらない状況でありますので、その辺も検討します。

また、紀の川市の期日前投票率の低下につながらない状況をどうしていったらいいのかということも検討の課題にさせていただき、宣誓書の印刷には研究課題とさせていただきたいというふうに考えております。

また、2点目の公募の関係でございます。公募関係では、近隣の市で行っているところもあります。その中の市でも、和歌山市とかは公募しております。岩出市も公募しておるところでございます。あと、ほかの市も公募しているところがありますけれども、うまく機能していないという状況も聞いております。これから公募していくにはどうしていったらいいのかというふうに近隣の市町村のメリット・デメリット、公募しているところの市町村のを聞きながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に、防犯灯のLED化をリース方式にの質問をどうぞ。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 次に、防犯灯のLED化について。

全国的に普及する要因として、地球温暖化の防止、さらにエネルギー効率化に積極的な自治体が数多くあります。紀の川市も徐々にLED化し、その後の進捗状況をお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（登壇） それでは、地域振興部から、大谷議員の御質問にお答えいたします。

昨年の9月13日現在でございますが、紀の川市内には6,897基の防犯灯が各自治区に設置されております。昨年の3月議会におきまして、田代議員からいただきました市内の防犯灯LED化推進に係る一般質問の答弁後における取り組みの経過について、お答えいたします。

御提案いただいた千葉県茂原市の防犯灯事業について調査し、さらに紀北地方の市を中心とした防犯灯事業の状況調査を実施いたしましたデータをもとに、昨年9月に市内199自治区を対象とした防犯灯設置状況調査及びアンケート調査を実施したところでございます。

従前より、新設だけでなく器具の交換も補助対象としてほしいという自治区からの御要望も多くございましたが、今回のアンケートにおきましても、補助があるなら器具の交換をしたいという回答が多く寄せられ、その回答の中でも器具の交換をするならばLED防犯灯にしたいとのLED化に前向きな御回答が多くございました。また、旧町単位で防犯灯工事の関係事業者へ設置及び手続関係等に要する費用についての聞き取り調査も実施したところでございます。

その経過を踏まえまして、地域振興部といたしましては、防犯灯設置事業費補助金交付要綱の見直しを検討いたしまして、要望の多かった既設防犯灯のLED化による機能アッ

プと電灯料を含む維持管理経費節減を目指した制度の拡充を盛り込み、26年度から実施に向け要綱の改正と予算計上を進めさせていただいているところでございます。

茂原市などに比べると、ほんの小さな一歩かもしれませんが、前進したのも事実でございます。紀の川市財政も厳しい状況ではございますが、今後においてもどんなに小さな一歩でも市民の皆様のために踏み出すことができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま地域振興部長から御答弁をいただきましたが、ここで奈良県大和郡山市の紹介をします。

市内にある全ての防犯灯、通学路灯、合計約8,200灯をLED照明に交換しました。LED照明は10年契約のリースで、故障時の保証もついています。維持管理している自治会や学校にとっては、今回蛍光灯からLEDに変わったことで電気代が4割以上も安くなります。自治会管理の防犯灯は市内に約7,700灯あり、学校管理の通学路灯は約500灯、市によると約8,200灯の年間の電力コストが約900万円の節約、二酸化炭素の排出量も年間で約300トンの削減効果が期待されています。

今回のLED導入は、譲渡特約付の賃貸借契約になりますので、10年間の期間満了後はリース会社から市、市から自治会へ無償譲渡を予定しております。10年後以降の次期更新は自治会で負担していただきます。「10年後のLED照明価格は今の蛍光灯器具ぐらいの価格になっていると思われまますので、自治会の負担も現行と変わりません」と担当者の方もおっしゃっています。リース方式によるLED式防犯灯を導入する自治体がふえています。紀の川市も取り組む必要があると考えますが、この点についてお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（自席） それでは、大谷議員の再質問にお答えいたします。

今、議員御提案の奈良県大和郡山市が取り組んでいる「絆のあかり 街ごとプロジェクト」について、お答えいたします。

事業の内容といたしましては、もともと総務部と教育委員会で同様の新設に関する補助金を実施しておりました。これが、年間で約900万円の予算を措置しておりましたが、25年度の新規事業として当該事業を実施することになり、自治区から要望のあった、これも私のほうで調査させていただきましたが、市庁部局所管の蛍光灯防犯灯、これが8,200基でございます。それから、教育委員会所管の通学路防犯灯500基、合わせて8,700基になるんですが、市に無償譲渡していただき、10年間のリース契約をしてLED防犯灯に交換するものでございます。

予算につきましては、10年間で約7,500万円となり、従来の年間900万円を1

0年することによって、その差額として1,500万円の経費節減を生み出したと聞いております。

しかしながら、市内全域の防犯灯を交換したわけではなく、もともと水銀灯防犯灯、主に道路灯とかそういうものなんですけども、それはまだ設置されておまして、それはLED防犯灯に交換することによってかえって照度が落ち、機能障害を起し、弊害も生じますから、事業の対象外として、その補完施策として従来の補助制度も存続させている形態をとっております。ですから、財政上の負担が軽減されたとも言えない部分も少しございます。

市がリースして設置し、自治区に10年間貸与する形態をとっていることから、電気使用料を含む必要な維持管理経費につきましては、従来どおり自治区が負担することになっており、さらに軽微な故障についてはリース契約に含まれておりますが、災害等による破損や故障は市が対応することになっているばかりか、通常の事故や故意に破損されたケースにつきましては、自治区の負担となるデメリットもございます。さらに、10年間リース期間を満了すれば、市から自治区へ無償払い下げになりますので、機器の老朽化等に伴う維持管理費の負担も将来的には想定されるという状況でございます。

確かに、議員おっしゃるとおり、有意義な事業であると思っておりますが、自治区にとっては内容をよく精査していくと、メリットだけでなくデメリットが存在するというのも事実でございます。

今般、議員から防犯灯LED化のリース方式にとの御提案をいただきましたが、26年度から防犯灯設置事業費補助金交付要綱も見直し、制度も拡充しておりますので、いましばらく新制度の効果や課題等を確認させていただきたいと思っております。防犯灯関連事業における市全体を対象としたLED化への取り組みにつきましては、今後の検討課題として捉えまして調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

先ほどより、担当部長から御答弁をいただきましたが、地球温暖化防止の取り組みについて紀の川市もリース方式によるLED式防犯灯を導入すべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の防犯灯のリース、またLED化につきましては、担当が答弁したとおりであります。今後ともLED化に変換をしていく時代となっていくと思っております。そういうことで、我が紀の川市におきましても前向き検討をさせてい

ただいて、議員の言われる要望を十分検討させていただきたいと、そのように思っています。

○議長（高田英亮君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可します。

はじめに、消防団支援法に対する市の取り組みの質問をどうぞ。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

一つ目、消防団支援法に対する紀の川市の取り組みについて、お伺いします。2点ございます。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織で、火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめであります。住民の命と財産を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しいとの事態を受け、国は昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法を成立、施行されました。消防団支援法ともいいます。

消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が地方交付税で確保されています。紀の川市は、現在5方面隊、22分団、122部で1,407名の方が消防団員です。消防団支援法に基づいた団員の処遇改善、装備の充実に本市としてどのように取り組まれていかれるのでしょうか。これが1点です。

2点目、地域防災力の担い手として、消防団員の安全の確保及び能力の向上とともに、紀の川市にある114の自主防災組織と婦人防火クラブの充実強化を図るためにも、各種訓練の実施と地域防災リーダーの育成はとても重要だと考えます。消防団支援法の中にも、「各種訓練の実施で地域防災リーダーの育成をしよう」という文面があります。各種訓練の実施と地域防災リーダーの育成に向けて、本市としてはどのように訓練を実施され取り組まれていくお考えでしょうか。御答弁、お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、並松議員の消防団支援法に対する御質問にお答えをいたします。

まず、消防団の処遇改善と装備の充実についてですが、消防団は地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、近年少子高齢化などの社会情勢の変化から、消防団員数の減少、高齢化などさまざまな課題があり、地域防災力の低下が懸念されております。

まず、消防団員の報酬、出勤手当についてですが、消防団員の報酬は消防組織法により市町村の条例で規定することになっており、紀の川市消防団条例では、団員報酬1人当たり2万円、出勤手当は年間4,000円と規定しております。団員報酬の交付税措置については、地方交付税の中で標準団体行政規模として人口10万人、消防団員数560人として基準財政需要額の単位費用が算定されておりました、その中で団員報酬が1人当たり年間3万6,500円、出勤手当が1回7,000円となっております。これにより、算定した団員報酬額は、おおむね2,100万円、出勤手当は約2,300万円、合わせて4,400万円が普通交付税の基準財政需要額に算定されております。

一方、平成25年度の当初予算額で本市が支給している団員報酬は約3,200万円、出勤手当は約560万円、活動補助金が約790万円、合わせて約4,550万円となり、先ほどの交付税措置額を上回っている状況でございます。基準財政需要額は、地方公共団体に必要な一般財源としての財政需要額を示すものでありますので、市全体の財政バランスを考えますと、現時点での団員報酬の引き上げについては困難な状況であることを御理解いただきたいと思います。

消防団の装備につきましては、消防団員の安全対策、消防防災活動や救助活動等などの役割に対応するため、現在までに活動拠点となる消防器具庫の建てかえや消防ポンプ付積載車の計画的な買いかえ、救急救助用器具としてリヤカー、担架、チェーンソーや救助工具一式、その他発電機、投光器、水中ポンプなどを各部に装備しています。消防団員に対しては、ヘルメット、長靴、活動服、はっぴ、また一部ですが、ライフジャケットなどを支給しております。また、災害現場で迅速な情報通信を行うための携帯無線機やヘッドライトなども装備しており、今後も一層消防団の装備の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、各種訓練の実施による防災リーダーの育成についてでございますが、これまでも消防団、自治会、自主防災組織、婦人防火クラブが連携し、消防訓練などを実施するほか、消防組合や危機管理消防課が消防防災についての訓練や研修などを行っております。地域内で各種団体が連携し、訓練や研修に取り組むことは防災・減災により一層の効果を発揮するものと考えており、今後も積極的に推進を図ってまいります。

また、地域における共助の取り組みの中心となる自主防災組織は、平成18年度から設立への取り組みを始め、平成19年度に52団体が組織され、現在114団体が組織されており、研修会や訓練の支援、資機材などを購入する場合には補助金の交付を行っております。このほか、防災関係機関と市民が連携した総合防災訓練や防災意識の高揚を図るための防災啓発研修、中学生を対象とした防災ジュニアリーダー育成講座、防災士の資格を有する者で構成する防災リーダー会の研修など防災体制の充実強化に努めているところであり、法の趣旨を踏まえ、今後も引き続き防災・減災に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま部長から御答弁いただきましたが、午前中、ほかの議員からも質問がありましたように、今後想定される南海トラフ巨大地震等や台風、竜巻、集中豪雨等の大規模自然災害から住民を守るためにも、早急に今おっしゃった対策を進めていただくべきではないでしょうか。御答弁、お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えします。

今回の法改正については、従来市町村が進めてきたことを法の中で改めて規定をされたものだというふうに考えておりますので、引き続き安全・安心なまちづくりのために、現在の事業、それから法に定められた事業について引き続き進めていきたいと、このように考えております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 最後の質問になりますが、市長に御答弁お願いいたします。

地域防災のかなめである消防団らの教育訓練充実強化は必須で、自主防災組織、婦人防火クラブとの連携強化を一段と進めながら住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進することで、地域の総合防災力の向上を図るべきですが、市長としてのお考えをお聞かせください。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の御質問、再々質問にお答えをしたいと思います。

地域の防災力の強化につきましては、合併後、また合併以前からもいろいろと地域において、また旧町村単位でも進めをしていただいております。そんな中で、消防団だけではなしに、リーダー一会等をはじめ自主防災等々いろいろな団体があるわけではありますが、まず自分たちの地域、家庭、その出発の集まりで地域が守っていけるものと、そうも思っております。そんな中で、あらゆる防災の意識の高揚を高めつつ、そういう対応のできる組織の充実を今後図ってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 次に、集団検診の特定検診についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） 集団検診の特定検診について、お伺いいたします。

紀の川市が毎年実施されている集団検診の中に、特定健診があります。特定健診の中には、血液検査があり、基本的な項目は脂質検査、血糖検査、肝機能検査です。最近、患者数がふえている男性特有の前立腺がんの早期発見に有効だとされているPSA検査は、一般の血液検査の一部を使ったわずかな血液で判定が明確な方法です。1992年、PSA

検査は保険適用となっています。PSA検査で高い値を示した方は、実際にがん細胞を見る生検を行います。生検と合わせた診断法により、発見率が大幅にふえています。早期発見のためには、血液検査のときにPSA検査の項目を追加するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、並松議員の前立腺がんの特定健診におけるPSA検査の実施についてという御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃったとおり、現在集団検診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、保険者である紀の川市が国民健康保険の40歳から74歳の加入者を対象として、内臓脂肪型肥満、メタリックシンドロームに着目いたしまして実施する特定健診と、胃がん、乳がんなどの各種がん検診を同時に実施しているところでございます。

がん検診につきましては、特定健診とは違う他の法令に基づきまして、20歳、また40歳以上の市民の方を対象に実施すべきものと考えることに対し、特定健診につきましては国保以外の社会保険や後期高齢者医療の方々につきましては、必然的に対象から除外されてしまうこと。また、内臓脂肪型肥満に着目いたしました国庫等補助事業であることから、現時点におきましてはPSA検査を特定健診に組み入れることは難しいものと考えてございます。ただ、国においても一部特定健診の内容等についても検討されているようでございますが、そうしたことから市民性の利便性には十分配慮し、国の法令等の動向に注視してまいりたいと考えているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま御答弁いただいたように、特定健診の血液検査の中では、今は無理だという御答弁だったと思っております。では、紀の川市のがん対策としてお伺いしたいと思います。

女性特有のがんである乳がん、子宮がん、子宮頸がんは毎年集団検診を行っていただき、ピンクリボン啓発活動等によって住民の意識も高まり、早期発見、早期治療が進んでいます。男性特有のがんであります前立腺がんに対する住民の意識も低く、市としてもがん検診の項目には入っておりません。前立腺肥大症と症状が似ており、高齢のためだと病院を受診されず、転移がんになる場合もあります。高齢化が進み、食事の欧米化で動物性脂肪摂取量がふえたため、前立腺がんは急増しています。年間発症数は約4万人、2020年には8万人に上り、肺がんに次いで多くなると疫学者は見ております。前立腺がんはゆっくり進行するため、早期発見がしやすく、検診を受けることに意義があるということです。

症状が出て、外来発見がん、病院に行かれて調べる、見つけれられるがんでは転移がんが多く発生しております。検診で発見されるがんでは、約90%が転移を伴わない段階で発

見されています。平成17年度厚労省の調査では、男性がんの中で患者数が既に第1位となっており、その中で50歳代の方は7番目に多い、60歳代前半では2番目、60歳後半以上では一番多いがんです。そのことから、定期的に、50歳以上なんですが、検診を受けることが大切だとなっております。家族歴がある方は、40歳からとも言われております。一家の中心であり働き盛りの男性が検診を受けることで、一家も安心して生活できることでしょうか。日本では、依然として前立腺がんの死亡数が上昇しており、年間1万人以上の方が前立腺がんで死亡しております。適切な間隔で定期的にPSA検査を受ければ、進行がんや転移がんが見つかる危険性が下がります。

住民健診として、2009年の調査では約70%の市町村が実施されています。紀の川市としても集団検診で申し込みのときにがん検診として年齢を限定し、任意でPSA検査を受けられるよう進めていくべきではないでしょうか。御答弁、お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、がん検診で実施してはどうかという並松議員の再質問でありますので、保健福祉部のほうから答弁させていただきます。

平成23年度に開始されました地域がん登録では、部位別の罹患割合では、男性では肺がん、胃がんにつき前立腺がんの順になってございます。

議員御指摘のPSA検査につきましては、採血のみの検査で年齢により基準値が設けられております。基準値以上の数値が出ますと、専門医による詳しい検査を受けることとなります。前立腺がんの可能性のある人を見つけるための検査であります。検査の結果としては、先ほど議員もおっしゃっていましたが、前立腺がんも含めまして前立肥大症や前立腺炎等の方もおられますので、精密検査率もかなり上がることが予想されます。

厚生労働省の前立腺がん検診ガイドラインでは、早期検診には有用であるが、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、現在のところ集団を対象とした対策型検診としては進められないとしてございます。市が公費を使って実施するがん検診としては、対象者を含め、その効果について十分な検討が必要かと考えますが、ただ前立腺がんにつきましては、先ほどから議員もおっしゃってるとおり、早期に見つけたいと考える市民においては、PSA検診が有効な手段であることにかわりございませんので、今後どのような形で受診できるかを検討していきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま御答弁いただきましたように、まだなかなかがん検診のほうには厳しいようなんですが、最後に市長にお伺いします。

前立腺がんは初期症状はほとんどなく、自分で早期発見することはほぼ不可能ですが、検診ではほかのがんよりも比較的見つけやすく、根治も期待できるがんです。前立腺がん

の正しい知識や早期発見、適切治療の大切さを伝えていくことで、進行した状態での発見や前立腺がんで命を落とす人をなくしていきたいという思いが込められて、ブルークローバーキャンペーンというのが、今あります。同時に、紀の川市も女性に対してはピンクリボンキャンペーンを大々的にさせていただいておりますので、これからは市としてピンクリボンキャンペーンと同じように、このブルークローバーキャンペーンを通じて住民にしっかりとした啓発活動を行っていただきたいと思いますと考えますが、市長、答弁お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の男性のがんで非常にふえておる前立腺がんについての対応、担当、服部部長から答弁したとおりであります。国の基準においても今いろいろと言われておる中で、紀の川市独自というまだ判断は出ておりませんが、これに向けて対応を考えてまいりたいと、そのように思っておりますので、御理解よろしく願います。

○議長（高田英亮君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） お諮りいたします。

本日はこれにて延会し、あす26日、午前9時30分から再開したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

（延会 午後 1時46分）